

札幌市工事V E方式試行要綱

平成17年3月29日財政局理事決裁

令和5年3月3日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市が発注する工事について、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコストを縮減するため、V E方式の手続きを試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「入札時V E方式」とは、入札参加資格確認資料の提出に併せて、入札の際の入札金額を低減することを可能とする施工方法等のV E提案を受け付ける方式をいう。

2 この要綱において「契約後V E方式」とは、契約締結後に、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更に関するV E提案を受け付ける方式をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、比較的高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間の技術開発の進展の著しい分野等の工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事等で、コスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものを対象に、選定する。

第2章 入札時V E方式

(V E提案を求める範囲)

第4条 V E提案を求める範囲は、施工方法等であって、従来一般的には設計図書において定められてきたもののうち、コスト縮減が可能となる技術提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から工事特性に応じて定めることとし、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。ただし、施工方法等の変更に起因して工事目的物の変更を伴うことが想定される場合には、必要と認める範囲で工事目的物の変更を含めることができるものとする。

2 V E提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(V E 提案の提出方法)

第5条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、札幌市が示した標準的な施工方法等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法等で施工しようとする場合は、

その内容を記載したV E 提案書（様式1）を提出するものとする。

- 2 入札参加資格者が、V E 提案書を提出する場合において、V E 提案が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案に対する技術的所見書（様式2）を併せて提出するものとする。
- 3 入札参加希望者が、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案に対する技術的所見書を提出するものとする。

(資料作成説明会等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、資料作成説明会及び資料のヒアリングを実施するものとする。

(V E 提案の審査)

第7条 市長は、V E 提案及び標準案に対する技術的所見（以下「V E 提案等」という。）の審査を行い、審査の結果を踏まえ、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。

- 2 V E 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等を評価するものとする。
- 3 標準案に対する技術的所見の審査にあたっては、施工の確実性、安全性等を評価するものとする。
- 4 一の建設業者が、V E 提案書及び標準案に対する技術的所見書を併せて提出した場合においてV E 提案が適正であると認められるときは、標準案に対する技術的所見の審査は行わないものとする。
- 5 V E 提案等の審査は、技術審査会設置要領（平成5年8月12日建設局管理部長決裁）に規定する技術審査会を活用するものとする。

(V E 提案の採否の通知)

第8条 V E 提案の採否については、一般競争入札においては一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）により、指名競争入札においては指名通知時にV E 提案採否通知書（様式4）により、V E 提案等を提出した者に通知するものとする。その際、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(提案内容の活用と保護)

第9条 評定の結果、V E提案の内容が効果的であると認められた場合は、他の工事においても活用を図るものとする。この場合においては、産業財産権等の排他的権利を有する提案について、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第10条 V E提案等が採用された場合も、V E提案を求めた部分の工事に関する請負人の責任が免れるものではない。

(入札告示等において明示する事項等)

第11条 一般競争入札においてV E提案等を求める場合は、入札告示及び入札説明書に、別記1の事項を掲げるものとする。

2 公募型指名競争入札においてV E提案等を求める場合は、公募に係る掲示（札幌市工事等公募型指名競争入札施行要綱（平成17年3月29日財政局理事決裁）様式2）に次の事項を掲げるとともに、入札時V E方式説明書（別記2）を添付するものとする。

- (1) 当該工事は入札時に施行方法等の提案を受け付けるV E方式の試行工事であること。
- (2) V E提案等は、技術資料の審査に反映されること。

第3章 契約後V E方式

(V E提案を求める範囲)

第12条 V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてV E提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 施行方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 札幌市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条に基づき条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案

(3) 入札時に競争入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、

施工方法等の変更の提案

(V E提案の提出方法)

第13条 請負人は、標準案と異なる施工方法等で施工しようとする場合は、その内容を記載した V E 提案書（様式5から様式8まで）を提出するものとする。

2 V E 提案を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、15日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

なお、提案の回数は原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。

（V E 提案の審査）

第14条 V E 提案の審査を行うために、契約後 V E 審査委員会を原則として工事担当局ごとに設けるものとする。

2 契約後 V E 審査委員会は、原則として当該工事を所掌する部の長を委員長とし、構成員は、工事監査室長、工事監査室技術管理担当課長、管財部工事契約担当課長並びに当該工事を所掌する部の委員長以外の部長及び課長等、委員長の指名する職員とする。

3 契約後 V E 審査委員会は、必要に応じアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

4 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として、審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5 第4項の審査の基準については、契約後 V E 審査委員会において、提出された V E 提案ごとに定めるものとする。

（V E 提案の採否の通知）

第15条 V E 提案の採否については、原則として、V E 提案の受領後14日以内に市長が V E 提案採否通知書（様式9）により通知するものとする。ただし、請負人の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 前項の通知のうち、V E 提案を採用しなかったものについては、理由を付して行うものとする。

（V E 提案を採用した場合の設計変更等）

第16条 V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変

更を行わなければならない。

- 2 前項の規定により、設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。
- 3 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により設計金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4 V E 提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。

（準用規定）

第17条 第9条及び第10条の規定は、契約後V E 方式の場合について準用する。

（入札告示等において掲げる事項等）

第18条 V E 提案を求める場合は、あらかじめ、入札告示等において、別記3の事項を掲げるものとする。

- 2 契約後V E 方式の対象工事については、約款に別記4の条文を加え、特記仕様書に別記5の事項を加えるものとする。

第4章 補則

（委任）

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日以後に調達を告示又は公示する工事に適用するものとし、同日前に告示又は公示された工事については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年3月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成5年3月15日以後に調達を告示又は公示する工事に適用するものとし、同日前に告示又は公示された工事については、なお従前の例による。